

平成26年

2014年

あしや



市議会だより

編集・発行／芦屋市議会

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL:0797-38-2001
ホームページアドレス <http://www.city.ashiyagi.jp/shisei/shigikai/>

11月号

No. 90

～熱中☆瞬間～

ボールでつなげみんなの思い

山手中学校サッカー部（部員数29名）は、常日頃から元気なあいさつを心がけながら、顧問の松原先生、宮原先生、池田コーチの指導のもと、阪神大会優勝を目指し日々練習しています。全員がしっかりとパスをつなぐことのできるサッカーを目指します。



9月定例会 Contents

- 第3回定例会のあらまし・・・・・・・・・・ P 2
- 賛否の分かれた議案・討論
- 付議事件等の審議結果・議会日誌等・・・・ P 3
- 一般質問・視察報告・・・・・・・・・・ P 4～6
- 決算報告・決算へ会派から一言等・・・・ P 7
- 議会クイズ・12月定例会日程（予定）等・・・・ P 8

～芦屋市議会は、市民の皆様により分かりやすく、親しまれる議会だよりを目指しています。ぜひ皆様のご意見をお聞かせください～ 芦屋市議会事務局 TEL 0797-38-2001（直）



山手中学校サッカー部

平成二十五年度芦屋市各会計 及び企業会計決算を認定

子ども・子育て支援新制度関連条例を可決

第二回 定例会のあらまし

平成二十六年第三回定例会は、九月二日から十月二日までの三十一日間の会期で開催しました。

定例会初日には、市長から、芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正、子ども・子育て関連条例、芦屋市立潮見中学校給食・特別教室棟建替工事請負契約の締結、平成二十五年度芦屋市水道事業及び病院事業会計決算の認定についてなど、計十五件の議案の提出がありました。

これらの議案のうち、芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正は、本市の特別職報酬等審議会の審議事項に教育長の給料の額に関するものを加え、PFI事業者選定委員会を新たに設置するものです。子ども・子育て関連条例は、幼稚園・保育所・特定地域型

保育事業の運営基準などを定めるものです。

市長提出議案については、各常任委員会で慎重、詳細な審査を行い、いずれも可決あるいは認定されました。

なお、家庭的保育事業等の設備と運営基準を定める条例案については、議員から

これまでの認可保育所と同じ環境での保育を保障するための修正案が提出されましたが、否決されました。

その他「解釈改憲」「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書」など二件の請願が提出され、付託された各常任委員会の審査の後、「手話言語法制定を求め

る意見書」の提出を求める「請願書」が本会議で採択され、請願・陳情採択に伴う議員提出議案として、「手話言語法」制定を求める意見書」及び「軽度外傷性脳

損傷にかかわる周知及び労働認定基準の改正などを求める意見書」が提出・可決

また、定例会第四日目の九月十二日には平成二十五年度各会計決算の認定議案の提出があり、決算特別委員会を設置の上、九月二十四日から三日間集中して審査を行い、定例会最終日に認定しました。

このほか、議会改革特別委員会から「芦屋市議会基本条例の制定について」が提出され、全会一致で可決されました。

各議案の議決状況は三面（付議事件等の審議結果）のとおりです。

また、定例会第四日目の九月十二日には平成二十五年度各会計決算の認定議案の提出があり、決算特別委員会を設置の上、九月二十四日から三日間集中して審査を行い、定例会最終日に認定しました。



潮見中学校給食・特別教室棟建設予定地

賛否の分かれた議案

芦屋市議会では、賛否の分かれた議案に対する議員個人の賛否を市議会だよりと市議会ホームページで公開しています。今回賛否の分かれた議案及び採決の結果は下記の表のとおりです。全ての議案等の結果については次ページ「付議事件等の審議結果」をご覧ください。

会派	イーブンあしや			あしや新風会			日本共産党			公明党		創政クラブ		新社会党		議決結果								
議員	青山	福井美奈子	畑中俊彦	中島健一	重村啓二郎	松木義昭	中島かおり	長谷基弘	寺前尊文	いとうまい	徳重光彦	平野貞雄	木野下章	森しずか	徳田直彦		帰山和也	田原俊彦	都筑省三	長野良三	前田辰一	山口みさえ		
第52号議案	棄	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決（賛成13人、反対5人、棄権2人）
第55号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決（賛成17人、反対3人）
第56号議案	修正案	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	否決（賛成5人、反対15人）
	原案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決（賛成17人、反対3人）
請願第28号	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不採択（賛成6人、反対14人）
第66号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定（賛成15人、反対5人）

* ○…賛成、×…反対、欠…欠席、棄…棄権、—…議長（議長は表決に参加しません。）

賛否の分かれた議案

—討論内容紹介—

賛否の分かれた議案の討論を要約してお伝えします。

今回は第56号議案を取り上げます。第56号議案は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるための条例です。なお、本議案に対し、議員から、これまでの認可保育所と同等の保育環境で保育を受ける権利を保障するための修正案が提出されました。修正案及び原案の採決結果は上記のとおりです。

56号議案

賛成

深刻な保育士不足の中で、修正案は人的配置や設備基準の面で非現実的である。原案でも、国基準よりも手厚い保育士の配置や独自基準を設けている。今後保育の質を維持しながら家庭的保育事業等を進めていく必要がある。

56号議案

反対

待機児童解消のために事業の充実を図ることは重要だが保育士資格を保育従事者全員に求めている点や給食の外部搬入が認められている点など子どもたちが同じ保育を受けられる保障がなく保育の格差が生じることになる。

議会日誌

8月～10月

【8月】

- 6日 ▶ 議会運営委員会
7日 ▶ 総務常任委員会行政視察
(福井県福井市・石川県金沢市)
8日まで
19日 ▶ 民生文教常任委員会行政視察
(愛知県常滑市・大府市)
20日まで
▶ 建設公営企業常任委員会行政視察
(千葉県柏市・千葉市)
20日まで
22日 ▶ 市営住宅等大規模集約事業
調査特別委員会
25日 ▶ 総務常任委員会
26日 ▶ 全体協議会
▶ 議案説明会
27日 ▶ 議会改革特別委員会

【9月】

- 1日 ▶ 議会運営委員会
▶ 行財政調査特別委員会
2日 ▶ 本会議(定例会第1日)
提案説明、委員会付託等
3日 ▶ 建設公営企業常任委員会
4日 ▶ 民生文教常任委員会
5日 ▶ 総務常任委員会
9日 ▶ 議会運営委員会
10日 ▶ 本会議(定例会第2日)
一般質問
11日 ▶ 本会議(定例会第3日)
一般質問
12日 ▶ 本会議(定例会第4日)
一般質問、決算議案委員会付託
▶ 決算特別委員会
16日 ▶ 民生文教常任委員会
▶ 議会改革特別委員会
18日 ▶ 議会運営委員会
19日 ▶ 本会議(定例会第5日)
各常任委員長報告、討論、
表決(決算議案以外)
24日 ▶ 決算特別委員会
25日 ▶ 決算特別委員会
26日 ▶ 決算特別委員会
29日 ▶ 総務常任委員会

【10月】

- 1日 ▶ 議会運営委員会
2日 ▶ 本会議(定例会第6日)
決算特別委員長報告、討論、
表決等
▶ 議会報編集委員会
15日 ▶ 議会運営委員会行政視察
(神奈川県川崎市・逗子市)
16日まで
17日 ▶ 代表者会議
20日 ▶ 議会報編集委員会
29日 ▶ 議会改革特別委員会

付議事件等の審議結果

議案番号	件名	結果
51	芦屋市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
52	芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
53	芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
54	芦屋市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	可決
55	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決
56	芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決
57	芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決
58	芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決
59	平成26年度芦屋市一般会計補正予算(第2号)	可決
60	平成26年度芦屋市公共用地取得費特別会計補正予算(第1号)	可決
61	芦屋市庁舎南館空調設備改修工事請負契約の締結について	可決
62	開森橋架替え工事請負契約の締結について	可決
63	芦屋市立潮見中学校給食・特別教室棟建替工事請負契約の締結について	可決
64	平成25年度芦屋市水道事業会計決算の認定について	認定
65	平成25年度芦屋市病院事業会計決算の認定について	認定
66	平成25年度芦屋市各会計決算の認定について	認定
議員提出	21 「手話言語法」制定を求める意見書	可決
	22 軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書	可決
	23 芦屋市議会基本条例について	可決
請願	23 解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書(※1)	撤回
	24 解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書(※1)	撤回
	28 解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書	不採択
	29 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書	採択
(※1) 平成26年6月議会で提出された請願書が撤回され、あらためて請願28号が提出されました。		
陳情(※2)	No. 18 子ども・子育て支援新制度条例制定にあたって、すべての子どもの権利が保障される、保育制度・子育て支援策の実現を求める陳情書(民生文教常任委員会)	不採択
	No. 19 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情(民生文教常任委員会)	採択
	No. 20 子どもたちの健やかな成長を願う現行の保育、幼児教育、学童保育の水準を維持すること、並びに、全施設で格差が生じないことを求める陳情書(民生文教常任委員会)	不採択
	No. 21 芦屋川東側歩道(公光橋～阪神芦屋駅高架下)欄干高さ改善に関する陳情書(建設公営企業常任委員会)	採択

(※2) 陳情は()内の委員会審査の結果で、本会議の結果ではありません。

可決した意見書(本文要約)

「手話言語法」制定を求める意見書

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。芦屋市議会(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書

国において、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

- 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害(補償)年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
- 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発、周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。芦屋市議会(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣